



事実確認書

平成 23 年 4 月 28 日

宮崎県農政水産部
畜産・口蹄疫復興対策局畜産課 御中

所在地
法人の名称
氏名



平成 22 年の口蹄疫発生以前の [redacted] 家畜診療所を中心とした診療状況について、下記事実に相違ないことを確認します。

記

1 診療状況について

平成 17 年 5 月に [redacted] 家畜診療所を開設し、自ら宮崎家畜保健衛生所に届出をして以来、[redacted] に常駐し [redacted] 管内の牧場について、少なくとも月に 1~2 回は巡回を実施し、また巡回とは別に往診依頼が有る都度、各牧場に上診しておりました。

牛を診た結果として、直接自ら治療を行うものと、処方メモに書き現場スタッフに投薬指示をするものがあり、これらと別に電話にて牛の状況を聴き取り、投薬指示をするものもありました。

又、県内直営牧場以外にも [redacted] 県・[redacted] 県・[redacted] 県の直営・契約牧場を平成 21 年まで 1~2 ヶ月に 1 回の頻度で巡回しておりました。

平成 19 年秋口より [redacted] にて哺乳ロボットでの飼養体系に変わり、契約牧場から子牛を生後 2~3 日で回収するようになってからは [redacted] での診療比重が高くなり、以降 [redacted] 以外の牧場を巡回する頻度は 2 ヶ月に 1 回程度になりました。

昨年、口蹄疫が確認された [redacted] 町の肥育牧場である [redacted] に関しては [redacted] に病畜棟があった為、月の巡回では必ず立ち寄り、その流れで [redacted] の順に巡回を行っておりました。肥育牧場では特に尿石症についての早期発見を現場スタッフに強く喚起し、投薬に当たっては休薬期間に細心の注意を払い、牛の状態を具に確認し継続治療とするか、予後不良とするか判断しておりました。また、予後不良で緊急に出荷を要する場合、当該牧場に上診し診断書を作成しておりました。

2 診療記録について

診療簿につきましては、平成18年頃までは記録をしていたように記憶しておりますが、当社の報告様式としてある治療報告書により診療簿を兼ねることができると考え、平成19年頃から治療報告書に記録し始めましたが、自らが投薬を行ったものを自ら記載したものと、自ら投薬を行ったがその内容をメモにて現場スタッフに渡し、現場スタッフが治療報告書に記載したもの、又、処方メモに書き現場スタッフに投薬指示し現場スタッフが治療報告書に記載したものとがあり、全てを自らが記録してはおりませんでした。

3 要指示薬・劇薬の取り扱いについて

要指示薬・劇薬を含めた薬品全般について、診療所に保管し、平成18年までは月に1度各牧場に配布（具体的には私が1ヶ月に必要なと思われる薬剤量を指示し、各牧場から受け取りに来ていた）しておりましたが、平成19年からは週に1度配布するように変更しました。また、私が往診の際に各牧場に置くこともありました。

各牧場では、要指示薬・劇薬は施錠できる場所にて保管し、施錠して管理しておりました。

以上